

令和4年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和4年12月2日

忠岡町議会

令和4年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和4年12月2日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼総務課長	南 智樹	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第4回忠岡町議会定例会議事日程第2日目についてご報告申し上げます。

日程第1 認定第1号 令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第2号 令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について
(一括決算審査特別委員会委員長報告)

日程第2 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度忠岡町一
般会計補正予算(第6号))

日程第3 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 議案第48号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 議案第49号 忠岡町教育委員会委員の任命について

日程第6 議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

日程第7 議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定について

日程第8 議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正について

日程第10 議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正に
ついて

日程第11 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第12 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第16 議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について

以上のとおりでございます。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第1 認定第1号 令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

本件は、去る9月9日開催の第3回定例議会におきまして決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。これより河野隆子委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員長（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

決算審査特別委員長（河野 隆子議員）

和田議長のお許しを頂きまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和4年9月9日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、及び令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、10月18日から20日の3日間にわたり、町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計及び下水道事業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、今奈良幸子副委員長、小島みゆき委員、是枝綾子委員、松井匡仁委員、前川和也委員、私、河野隆子が出席の下、審査を行いました。なお、当初委員であった二家本英生議員は、本人より辞任と交代の申出がございましたので、議長の指名により、私が選任されております。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

財政課より令和3年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、令和3年度の一般会計決算規模は、歳入で80億8,107万2,000円、歳出で75億1,537万2,000円となり、歳入については、特別定額給付金給付事業費補助金やクリーンセンター整備事業債などの減により、前年度と比べて11億3,503万2,000円、12.3%の減、歳出については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別定額給付金給付事業の反動減やふるさと忠岡応援寄附金に係る基金積立金の減などにより、前年度と比べて16億8,313万6,000円、18.3%の減となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額は5億6,570万1,000円、実質収支は5億4,804万3,000円の黒字となりました。

また、単年度収支は5億3,791万3,000円の黒字、実質単年度収支は6億489万4,000円の黒字となりました。

歳入において町税が前年度と比べ事業者の業績好調などによる1,772万8,000円の増、府支出金が宝くじ社会貢献広報市町村補助金の増などにより、3,668万6,000円の増、普通交付税が臨時経済対策費の創設等により2億6,130万7,000円の増となりましたが、寄附金が、ふるさと応援寄附金が5,297万4,000円の減、特別交付税が1,209万2,000円の減、国庫支出金は特別定額給付金給付事業費補助金の減により12億9,803万9,000円の減、町債はクリーンセンター整備事業債や消防指令システム共同運用整備事業債などの減により1億8,966万1,000円の減となるなど、歳入全体では、前年度比11億3,503万2,000円の減となったとのことです。財源構成におきましては、国庫支出金が大幅に減となったことにより、依存財源の割合が64%と、去年より大幅に依存財源割合が小さくなっています。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が8,044万5,000円の増、扶助費が子育て世帯臨時特別給付金などの増により、3億4,940万3,000円の増、公債費が366万1,000円の増となるなど、義務的経費全体では4億3,350万9,000円の増となりました。

投資的経費は東忠岡地区認定こども園整備工事や西区ふれあい公園整備工事などの増により2,756万8,000円の増となりました。

その他経費では、補助費等で特別定額給付金給付事業の反動減などにより19億241万5,000円の減、積立金はふるさと忠岡応援寄附金に係る基金積立金の減により1億

8, 938万1, 000円の減になりました。

歳出全体では、16億8, 313万6, 000円の減となったとのことです。

結果、令和3年度は、財政調整基金の取崩しはございませんでした。引き続き健全な経営に努めてまいりますとのことです。

次に、財政分析等の説明がありました。

経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、行政運営にとって好ましい状態とされています。

本町の令和3年度の経常収支比率は、95.5%で、前年度(104.2%)より8.7ポイント改善しており、20年ぶりに100%を下回る結果となりました。

令和3年度の経常収支比率が改善した要因は、分母となる経常一般財源等収入において普通交付税が大幅に増となったこと、また、町税や地方消費税交付金なども増となったことにより比率が改善しました。しかし、分子となる経常経費充当一般財源についても前年度と比べ増加しているため、次年度以降、同水準の収入を確保、もしくは経費の圧縮がされなければ再び比率は悪化する可能性があり、予断を許さない状況であるとのことです。

経常収支比率の推移については、本町は平成14年度以来、20年ぶりに100%を下回りましたが、依然として大阪府内町村及び市町村の平均を上回っており、より一層の改善が求められます。

経常経費充当一般財源については、平成22年度から徐々に増加し、平成27年度を頂点に徐々に減少していましたが、令和3年度はまた再び増加しています。

続いて、一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は6億5, 554万3, 000円、公共施設整備基金を初めとした特定目的基金は4億9, 307万5, 000円となっており、合計11億4, 861万8, 000円であり、前年比9, 607万9, 000円の増加となっております。

近年は、ふるさと忠岡応援寄附金の増収が大きく影響し、基金残高についても徐々に増となっています。なお、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金については、令和2年度に新設されたもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とし、利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して、町が当該利子補給制度終了後に実施する利子補給事業の財源に充てる基金です。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和3年度末の地方債現在高は74億6, 179万8, 000円で、前年度より8, 412万円の減となっています。

続いて、健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は7.

0%、将来負担比率は42.7%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

続きましては、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、松井匡仁委員の意見書です。

それでは、無所属の会、松井です。令和3年度一般会計、各特別会計、下水道事業会計につきまして意見を申し述べます。

本年度一般会計決算におきましては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、歳入・歳出ともに大きく膨らみ、感染症が流行する前の収支状況との比較がしづらく、先の見通しの立てづらい決算となりました。

歳入におきましては、国庫支出金の14億4,000万円で、約6億円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やワクチン接種などに係るものであり、また、地方交付税においても普通交付税の再算定による歳入増と、一時的な歳入が目立つ決算となりました。

そんな中、町税におきましては、個人住民税・法人町民税ともに前年度を上回り、固定資産税の評価替えなどの減収を含めても前年度を約1,700万円上回る増収となったことは喜ばしいことでした。

しかし、町税を伸ばした1つの要因である法人町民税におきましては、現在加速している円安の影響を大きく受ける木材や繊維関係の企業が本町には多く、本年度以降の事業収益の悪化が心配されるところであります。

自主財源全体で見ますと、ふるさと応援寄付金も約5,300万円の減収となっており、取組の強化が必要ですが、まずは、忠岡町の足元を支える法人町民税を伸ばし続けるために、産業振興課を先頭に忠岡町全体で知恵を絞っていただきたいと考えております。

歳出におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で各課の事業やイベントなどの自粛を余儀なくされた年度でありました。

令和2年度から続く地方創生臨時交付金を財源に、課題であった学校トイレの改修工事やシステムの導入、消防装備品や各課の備品もそろえることができましたが、一方、人件費や扶助費などの義務的経費においては増額となりました。扶助費においては臨時特別給付金の影響が大きいですが、今年度には、子ども医療費助成が18歳まで拡大するためさらなる増額が見込まれており、国による早期の制度改正を期待するところでもあります。

とはいえ、決算収支全体を見ますと5億4,804万3,000円の黒字決算であり、一般会計基金残高も11億4,000万円となり、以前に比べれば少し安定した町財政運営を行える状況になったと思います。

予算におきましては、全国からご支援を頂いたふるさと応援寄付金積立を町民の皆さんの日々の暮らし中で必要などころにも活用していただくことを期待し、本一般会計決算、各特別会計決算及び下水道事業決算を認定いたします。

続きまして、前川和也委員の意見です。

杉原町政が始まってからちょうど2年となりました。令和3年度は、町長に就任されてから初めての年間を通した予算執行でございました。

その決算について、我が会派を初め、他会派と理事者側とで活発な質疑と応答がなされてきましたが、その過程を通じての意見を、呈祥会・大阪維新の会として申し上げます。

一般会計歳入決算額は約81億円、歳出は約75億円、特別会計を合わせると歳入総額は約121億円で、歳出の総額は約115億円となりました。

財政健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字決算となり基準内であること、将来負担比率については前年度とほぼ変わらないものとなりましたが、実質公債費比率は前年度より1.1%の改善が見られ、財政健全化の4つの指標を早期健全化基準並びに財政再生基準内に収まるように財政運営を行うことができました。

下水道事業会計におきましても、その資金不足比率は基準内でございます。

財政運営として、これらの5つの比率を基準内に収めることは最低限達成しなければならないことではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が依然としてある中、感染拡大状況、社会情勢、国の施策の動向を常に注視しながらの予算執行であり、結果として前年度と比べ、各基金にも順調に上積みを行うことができ、町債残高を減らすことができました。

臨機応変に対応しなければならない場面が相当数あったことと思いますが、そのような情勢下での3年度の財政運営には評価をいたしたいと思います。

例年、高い比率が問題視されていた経常収支比率に関して申しますと、20年ぶりに100%を切る数値となりました。

しかし、普通交付税の大幅な増加、町税や地方消費税交付金なども増加したことにより、一時的なものとなるかもしれず、引き続きの財源確保と歳出削減に取り組み、柔軟な財政運営ができるようにしなければなりません。

財源確保については、年々好調であり、貴重な自主財源である「ふるさと応援寄附金」の件数と額が大幅減であったということは問題として捉えなければなりません。この点については、原因を分析されているとのことなので、ぜひ今後増収を目指した取組を行っていただくことを求めます。

さらに、商工や労働などの分野で、町内産業の活性化につながるような予算措置も併せて求めるものであります。

併せて、先ほどの総括でも「稼ぎに行く」という観点で申し上げましたところ、町長より各方面と連携して補助金を取りに行くとございました。「もらう」ではなく「取りにい

く」という強い意志での行動をお願いいたします

歳出の削減では、引き続きの行財政改革、民間の活力の導入、そして3年度にて消防分野で効果の表れ始めた広域連携を他の分野にて推進していくことを模索していただきますようお願いいたします。

各種施策でほかにやりたいことがあってもできない、行き着く先はマンパワーの不足になるとのお話が先ほどの総括でございました。少子高齢化、人口減少が進む中、持続可能な行政運営を行っていくためには、行政機構や自治体のあり方について、様々な視点で考える必要があります。

その上で、大阪府市町村局との連携強化や、泉州地域の市長、町長で構成します研究会には活発に参画し、議論を重ねていただくことを強く求めます。

令和4年の今年度は、行動制限が緩和され、徐々に様々な社会活動、経済活動が再開されてきております。先々週には2年ぶりに本町の伝統文化であるだんじり祭りが本格的に開催され、そして次の日曜日には町民体育祭も久しぶりに開催されます。

人と人が触れ合え、つながりあえる機会、人の温かさを感じることができる機会、道徳教育の充実や、生涯教育の拠点たる文化会館の活性化など、「心」に焦点を当てた施策を展開することが、よりよいまちづくりへとつながるものと考えます。

今月より子ども医療費助成対象が18歳まで拡大し、来春には東忠岡認定こども園が開園します。

長年の懸案事項であったごみ処理問題も解決へと歩みを進め、忠岡町を明るく豊かな未来へと導く杉原町長の今後の町政運営に期待をいたしまして、我が会派では令和3年度の全決算について「認定」とさせていただきます。

以上です。

続きまして、小島みゆき委員の意見書です。

令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者も現在は少し減少気味ではありますが、年末に向けて、インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染が広まっていくであろうとの懸念があります。また、ロシアによるウクライナ侵略で国際情勢は激変、混沌・混乱の中にあります。日本も影響を受けて、物価高の1つの大きな要因になっている。国においては、国民の先行き不安を払拭し、安全・安心の基盤の強化に取り組んでいただきたい。

決算については、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は120億9,152万454円で、歳出決算総額は114億9,096万9,289円となっており、差引額6億55万1,165円になり、固定資産税は減となったが、個人町民税、法人町民税が増となり、町税全体で1,772万8,000円の増となったが、しかし、実質収支黒字の要因としての普通交付税の増については臨時的なものであることや、新型コロナウイ

ルス感染症の影響の長期化により収支が不透明な状況が続く中、少子高齢化に伴う社会保障や公共施設等の維持管理や補修にかかる支出増加が見込まれることから、引き続き注視していかねばならない。

経常収支比率から見ても、経常一般財源等収入において普通交付税が大幅に増加、また、町税や地方消費税交付金などにおいても増加したことにより、経常収支比率は95.5%で、前年度(104.2%)と比べ8.7ポイント改善し、20年ぶりに100%を下回る結果となりました。

しかしながら、経常収支充当一般財源は前年度と比べ増加しているため、次年度以降、同水準の収入を確保できない。また、経費の状況により再び比率は悪化していく可能性があり、予断を許さない状況ではあるが、令和3年度は財政調整基金も取り崩さず黒字決算となった。

引き続き財政健全化に取り組んでいただくことに鋭意努力されることを期待し、本決算に賛成いたします。

続きまして、是枝綾子委員の意見です。

2021年度(令和3年度)忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この年度は、第5波から第6波の新型コロナ感染拡大の波があり、2度の緊急事態措置とまん延防止措置が出され、飲食店・商業施設などへの休業要請と時短要請が繰り返されました。社会全体が大きな打撃を受け、住民の暮らしと営業はますます大変となった年度です。

新型コロナワクチンの接種が始まりましたが、3回目のワクチン接種の遅れから、高齢者への感染拡大とデルタ株の強い感染力により、10代以下の子どもにも感染が広がり、過去に例のない感染拡大となり、大阪府の1日の感染者数は、過去最大の2万人を超えました。医療が逼迫し、多くが自宅療養を強いられることになりました。いまだ感染はまだ収まっておらず、さらなる対策が求められています。

この年は、子育て世帯への給付金の支給がありましたが、消費税10%増税の影響の上に長引く新型コロナのパンデミックの影響、円安による原油や輸入の高騰が住民の暮らしと営業に大きな打撃となりました。

そのような状況の下、本町の対応が住民の求めに応じたものであったのかという視点で決算を見ました。

一般会計は、国からのコロナ対策としての地方創生交付金が約1億3,000万円、忠岡町に交付され、新型コロナ対策の施策として32の事業が行われました。しかし、個人給付に使えないという制約があったため、公共施設のコロナ対策が主で、水道使用料基本料金の免除以外は企業向けの支援になり、個人事業主への支援はありませんでした。

問題点として、本町新型コロナ対策事業が、地方創生交付金以外に一般財源から支出されたのは、たったの45万1,000円で、少な過ぎると言えます。中でもコロナ交付金

から、役場職員の人事管理システム構築事業に1,000万円を支出しています。メニューにあるとはいえ、町の一般財源ですべきことを、緊急を要するからということ支出し、今後その代替に必要なコロナ対策があれば、その際は一般財源から支出するということがいらっしやっただのに、何らされていません。必要なコロナ対策は、まだ個人事業主への支援や無料のPCR検査など山積しています。直ちに施策に取り組まれることを求めます。

消費税の増税分で増えた地方消費税交付金の社会保障財源分に、2億1,959万5,000円についても多くが一般財源の置き替えのため、これは福祉の充実向上に使うよう求めます。

クリーンセンター整備運営事業においては機器更新工事費が2億2,000万円、令和2年度と合わせると約6億円近い工事を行っており、まだ使えると町も言っているのに、公民連携の産廃焼却炉建設のために、令和6年3月末で閉めてしまうのは、住民目線から見てもったいないの一言です。令和3年度決算には入っておりませんが、今後のごみ処理方針については住民の中でもよく議論する時間を確保することを求めます。

また、入札制度の改善の準備に取り組まれた年度でありました。

文化会館の中にある働く婦人の家については、男女共同参画施設の位置づけがされており、廃止を検討する前に代替施設やその役割を持ったものを作ってからでなければ施策の後退になると思います。後退をさせずに男女共同参画施策を前進させること、高過ぎる国保料、介護保険料を町独自に引き下げることにも求めます。

一方、当初予算においても評価いたしましたことは、この年度から不登校児童・生徒のための適応指導教室を開設されました。また、新しく防災マップ（ハザードマップ）を作成されました。幼児教育の無償化に伴い、町独自の給食費の副食費の無償化、町独自の少人数学級の取組の継続、子どもたちを支援する子ども食堂への補助、あすなろ未来塾、英語検定料の補助などの事業、町単費で学校の受付員の配置、青パトなどの子どもを守る活動、忠岡小学校の屋外トイレの改修工事、忠岡小学校留守家庭児童学級のエアコンの更新工事。

ひとり暮らしの高齢者などへの上下水道料金減免制度の継続、町の機構改革で危機管理課の設置、中小企業融資の利子補給制度や漁業の振興。粗大ごみ電話申込み事業を委託から直営にされたこと。そして、コロナ交付金を活用し、水洗化工事の補助金を一時的に12万円に引き上げられたこと。

質疑の中で、東忠岡小学校の地区の認定こども園が来春開設予定ですが、「年度途中でも待機児童がないようにする」との答弁がありました。留守家庭児童学級の開設時間を、保護者のニーズに応じて、午後7時までの延長も予定され、職員の募集をされているとの答えがありました。

また、長年住民も困っていた高月北の災害時の避難所は、東忠岡小学校のほうとして避

難経路を職員が歩いて確認するとのお答えもありました。令和3年度ではありませんが、今月、10月から子どもの医療費助成の対象年齢が高校卒業まで拡充がされました。

最初に述べましたように、問題点を指摘してきた決算であります。さらに加えて福祉バスの土・日の運行や増便、文化会館や福祉センターなどの開館日は元に戻されることなどを求めます。

コロナ禍、町民本位の町民の命と暮らしを支える忠岡町政の運営を強く求めておきます。

以上、日本共産党の意見とし、2021年度（令和3年度）の一般会計及び特別会計、下水道企業会計の決算を認めます。

また、今奈良幸子副委員長の意見書については、同会派の前川委員と同様とのことでした。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに、令和3年度忠岡町下水道事業決算認定の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に、今回の審査にあたっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中でありますが、理事者におかれましては、本委員会内でございました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けてより一層取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、併せて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和4年12月2日、決算審査特別委員会委員長、河野隆子。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより認定第1号 令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して起立により採決いたします。

委員長の報告のとおり、以上2件を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（和田 善臣議員）

全員起立であります。よって、認定第1号 令和3年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 令和3年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第6号））について、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）で、10月26日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1億9,453万6,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は86億1,281万2,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の計上、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金の計上でございます。

次に、歳出につきましては、第2款 総務費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町立小中学校体育館床改修工事の計上、水道基本料金減免に係る負担金の計上、非課税世帯等生活支援給付金の計上、第3款 民生費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業関連経費の計上でございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

8 ページにある電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、質疑いたします。これは今般の物価高騰について、非課税世帯や家計急変世帯について緊急的に支給するという国の施策ではありますけども、案内のほうは11月の末からスタートしたということで、この内容を見ますと締切り期間が1月の末となっております。申込み期間が2か月と結構短いので、多分令和4年度の住民税均等割の非課税の方については月末に郵送されていると思うんです。その世帯が、先日お伺いしました2,436世帯にお届けすることなんですけども、あと残るのは住民税非課税世帯相当になった家計急変世帯のほうになります。これも含めて、困っている方が誰1人取り残されない世帯になるような形で、給付が届くような形で周知をお願いしたいんですけども、周知の方法についてこれからどうするか、お願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

申請期間が短いのでございますので、住民の皆様方に知っていただくために、広報紙、ホームページ等を通じて期限までに申請していただくよう、丁寧に説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

広報、あとホームページでお知らせするということなんですけども、やはり今一番困っている方が多い方に対しての給付ということなので、例えば時期がたった時点でまだ申請されてない方に対して、何らかの個別でのお知らせというのは、される予定はないでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

追加のお知らせというんですかね。そういった分につきましては、ちょっと公務、経費では認められないことになっておりますので、町の広報であるとかホームページで周知してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

個別には教えられないということだったんですけども、特にやっぱり家計急変世帯について、この世帯についてはやはり自分たちがどういう収入であるのか、今年度、1年間たってみて住民税が非課税になるのかどうかというのがなかなか分かりにくいところがあります。この方については特に周知というのが必要になってくると思います。この家計急変世帯への案内については、やはり目につくところに、住民の方が分かるようなところに貼り紙をするなりとか、そうしていただきまして、そういった周知の方法も必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

そうですね。その辺、周知したいと思っておりますので、何らかの方法で目につくような形で周知してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

議案書7ページの歳出、第2款、総務費、第1項、総務管理費の20目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費の14節の工事費ですね、209万4,000円について、関連してちょっとお聞きしたいと思います。

町立小・中学校の体育館床改修工事209万4,000円というのは、既に既定予算で出ております1,400万円にプラスしての209万4,000円の追加というふうにお聞きをしております。既定予算、これを見ますと1,789万8,000円とあります。その体育館の床工事、床改修工事以外にされた工事費が残りであります。それは忠岡小学校の1年生、2年生、3年生が入っている教室、旧館のほうのその教室の床の抗菌加工に使われました。なんです、旧館にはあと教室は留守家庭児童学級2教室があるんですけども、そこは工事がちょっとされていないということでもあります。ですので、これ、新型コロナウイルス対策ということでしたら、そちらの留守家庭児童学級の教室の床のほうも確保するというのが本来の使い方ではないかと思えます。

ということで、その他の工事費のね、新型コロナでいろいろ工事されるという、その工

事費の入札差金などを活用して、残っている留守家庭児童学級の床の改修工事、抗菌の工事ということもするお考えはないでしょうか。担当部長よりお答えをお願いしたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

コロナの臨時交付金を活用した事業につきましては、もうほぼ事業のほうで完了しておりますので、余剰金については見込んでいないところでございますので、よろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

全部活用されたということではありますが、では当初からやはりこちらの、本当に新型コロナの対策をするということであれば、全ての教室にするのが本来ではなかったかと。子どもはその留守家庭児童学級に来たときは抗菌加工がされていないところでいいというのもまたおかしな話ですので、やるんでしたら全てするというのが本来の使い方ではなかったかと思えます。

ということで、これについては新型コロナ対策というところで、忠岡町がここについて責任を持って工事をすることが必要かと思えますけれども、これはもう予算が残っていないと、新型コロナの。ということであれば一般財源からの支出ということも必要であろうかと思えます。

先ほどの決算委員長の報告にもありましたように、新型コロナ対策は忠岡町は一般財源からわずか45万でしたか、しか出していないということでもありますので、この工事はそんなに大きな額ではございません。ですから、忠岡町の一般財源からこの留守家庭児童学級の床の工事もするということが必要ではないかと思えます。本当の対策をするという考えであれば。ということで、それについて担当よりお考えをお聞かせください。

議長（和田 善臣議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まあ、コロナの対応ということで今回やらしていただいた部分がございますが、先ほど公室長からも答弁ございましたとおり、コロナの交付金の残につきましてはもうないということがございますので、その辺りはまた財政のほうと調整はしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

当初から組んでおかなければいけなかったものだと思います。新型コロナ対策で子どもたちの使うところの床の抗菌をすることであれば、留守家庭も当然最初から入れておかなければいけなかった問題ではないでしょうか。ということで、それは当初から組まなかったというところに問題があったと思います。

担当課と財政部局と相談されるということでありますが、本当にコロナ対策を必要であったということで組まれてるんでしたら、必要なところ、足らなかったそれもするというのが当然かと思います。ということで、それはちゃんと考えていただきたいということで、担当部長というと財政の担当部長のほうとしてもそれについてどのようにお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

教育委員会と連携しながら対応していきたいと思います。ご意見としてお伺いさせていただきます。

6 番（是枝 綾子議員）

よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第6号））について、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第47号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員、前川喜代治氏は、令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し、適任者と思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第4 議案第48号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第48号、忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員正木秀憲氏は、令和5年3月1日をもって任期満了と

なりますが、引き続き、同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第48号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第5 議案第49号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第49号、忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員として、新たに徳田久子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第49号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第6 議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ついてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、国家公務員の定年引き上げ等を踏まえた地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から国家公務員と同様に職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるため、所要の規定整備を行うにあたり、関係条例を一括して改正及び廃止するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第50号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会議規則第39条の第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第51号、忠岡町職員の降給に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、国家公務員の定年引き上げ等を踏まえた地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳に達した年度の最初の4月1日以降は給料が減額されることとなります。

当該減額措置は、地方公務員法第27条第2項に規定する降給処分に該当することから、条例で定めることが必要となるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第51号 忠岡町職員の降給に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第8 議案第52号 忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第52号、忠岡町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、最近における物価の変動、選挙の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに準じ、町の選挙においても同様に公費負担額を引き上げるため、本条例を改正するもので

ございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第52号 忠岡町の議会議員及び町の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第9 議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正についてを、議題いたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、各組織の定員について検討を行い、町長部局の定員は行政デジタル化等の事務負担の増加に対応するため増員し、教育委員会では4か所の幼稚園・保育所の統合に伴い、必要な人員が概ね確定したことにより減員するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第53号 忠岡町職員定数条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の

規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第10 議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、議会議員の期末手当を年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第54号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第11 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第55号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第12 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、一般職の職員の給料表の内、30歳台半ばまでの職員が在職する号給の引き上げ及び勤勉手当を年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第13 議案第57号 町税条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第57号 町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い、扶養親族等申告書の記載事項の見直し並びに個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び居住年の延長を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の終了により所要の規定整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第57号 町税条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第14 議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府の福祉医療費助成制度において、生活保護法による被保護者のうち、医療扶助を現に受けていない生活保護の停止中の者の医療費を助成の対象とする改正が行われたことに伴い所要の規定整備を行うため、関係条例を一括して改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第58号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例等の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7,946万4,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は86億9,227万6,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、個人番号カード交付事務費補助金の計上、子ども・子育て支援交付金の計上、保育対策総合支援事業費補助金の計上、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上、児童福祉費、幼稚園費及び社会教育費で保育士等処遇改善臨時特例交付金の計上、第15款 府支出金で、自立支援給付事業負担金の計上、子ども・子育て支援交付金の計上、保育対策総合支援事業費補助金の計上、インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金の計上、第17款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金の計上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の減額、第20款 諸収入で、後期高齢者医療保険定率負担金精算金の計上、子どものための教育・保育給付費負担金（国及び府、過年度分）の計上、子ども・子育て支援交付金（国、過年度分）の計上でございます。

次に、歳出につきましては、人件費において、人事院勧告等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金の計上、愛の福祉基金積立金の計上、公共施設整備基金積立金の計上、ふるさと忠岡応援寄附金事業関連経費の計上、感染予防対策救急器具購入費の計上、個人番号カード交付事業関連経費の計上、第3款 民生費で、令和3年度の国民健康保険事業勘定特別会計の事業費の確定に伴う繰出金の計上、介護給付・訓練等給付費の計上、令和3年度の事業費確定に伴う国庫支出金等精算返還金及び府支出金等精算返還金の計上、感染症対策消耗品代の計上、認定こども園運営補助金の計上、民間認定こども園保育士等処遇改善臨時特例交付金の計上、補助保育士等報酬において財源更正、第4款 衛生費で、インフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業関連経費の計上、前年度の事業費確定に伴う国庫支出金等精算返還金の計上、霊園使用料返還金の計上、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連経費の計上、第8款 土木費で、電気使用料の計上、街路灯修繕料の計上、第9款 消防費で、防疫等作業手当の計上、被服費の計上、自動車燃料費の計上、第10款 教育費で、令和3年度の事業費確定に伴う国庫支出金等精算返還金及び府支出金等精算返還金の計上、上水道使用料の計上、下水道使用料の計上、ガス使用料の計上、補助教諭等報酬及び留守家庭児童学級支援員報酬において財源更正をするものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第59号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）については、会議規則第

39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第16 議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,076万7,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は18億7,740万6,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、基礎賦課分現年分の減額、第3款 国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上、第4款 府支出金で、保険給付費等交付金特別交付金、特別調整交付金分の計上、第6款 繰入金で、保険基盤安定繰入金の計上及び事務費等繰入金の減額、第7款 繰越金で、前年度繰越金の計上でございます。

次に、歳出につきましては、第1款 総務費で、国庫支出金の歳入に伴う財源更正、第2款 保険給付費で、傷病手当金の計上、第6款 基金積立金で、国民健康保険事業財政調整基金積立金の計上、第8款 諸支出金で、国庫支出金精算返還金及び府支出金精算返還金の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第60号 令和4年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第17 議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、介護システムの改修費用が、国の事業費補助金の対象となったことによる、財源構成の変更でございます。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、事業費補助金の計上、第7款 繰入金で、事務費繰入金の減額、歳出につきましては、第1款 総務費で、介護保険システム改修委託費用の財源構成の変更でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第61号 令和4年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和5年度からの雨水ポンプ場運転管理委託を年度当初から継続的に行う必要があるため、今年度中に入札を行い、委託業者を決定する必要があることから、当該業務の施行に伴う債務負担行為につきましては、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額5,987万3,000円を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第62号 令和4年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は12月20日10時から開きます。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午前11時22分」散会）